

# 泉大津市省エネ家電製品買換促進助成金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、泉大津市環境基本条例（平成14年泉大津市条例第2号）第6条の規定に基づき、地球温暖化防止対策を推進し、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロをめざし、持続可能な脱炭素社会を形成するため、市民に対し予算の範囲内において、泉大津市省エネ家電製品買換促進助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、省エネ家電製品の普及の促進を図り、家庭からの温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化を防止することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 省エネ家電製品 別表1に定める性能を有したエアコンディショナー（以下「エアコン」という。）及び電気冷蔵庫をいう。
- (2) 既存の家電製品 自らが居住する市内の住宅（店舗付き住宅を含む。）に現に設置しているエアコン及び電気冷蔵庫のうち、省エネ家電製品の購入の時点において、メーカーの製造開始又は購入から10年を経過したものをいう。ただし、市長が認めたものについてはその限りではない。
- (3) 処分 既存の家電製品を特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づき、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡したことをいう。
- (4) 泉大津市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている住所に現に居住しているものをいう。

## (助成対象者)

第3条 この要綱による助成金の交付を受けることができる者は、泉大津市民のうち、次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 毎年4月1日から翌年2月末日までの間に既存の家電製品を処分

し、市内の店舗において新品かつ未使用品の省エネ家電製品を購入し、自らが居住する市内の住宅（店舗付き住宅の住居部分を含む。）に設置している者

- (2) 省エネ家電製品の購入時及び既存の家電製品の処分時において、泉大津市民であった者
- (3) 同一の省エネ家電製品に対し、この要綱による助成金又はこれと同様の趣旨で市が交付する助成金について、申請者及び同一世帯に属する者が、過去に交付を受けたことがない者
- (4) 市税等を滞納していない世帯に属する者
- (5) 市が行う環境保全事業に積極的に協力でき、また家庭でのエネルギー使用状況等に関する調査等に協力できる者

2 エアコンの購入において、室内熱交換器のみ又は室外熱交換器のみを購入する者は、助成対象者としなない。

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、省エネ家電製品の購入に要した費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）とし、20,000円を限度とする。ただし、省エネ家電製品の設置費、既存の家電製品の処分費等、その他の費用については、対象外とする。

2 購入に要した費用のうち、仮想通貨、クーポン、ポイント、金券、商品券及びそれらに類するものによる支払が含まれる場合、その相当額は設置に要した費用から除外する。

3 助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。

（助成金の交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、泉大津市省エネ家電製品買換促進助成金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）及び様式第1号別紙に別表2に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項に定める別表2に掲げる書類の提出は、市が指定するメールアドレスに電子データを送信する方法により行うことができる。

- 3 申請書兼請求書に記載された申請者及び口座名義人並びに省エネ家電製品の購入者は、同一の者でなければならない。
- 4 交付申請は、毎年4月1日から翌年3月15日までの間に行わなければならない。
- 5 交付申請は、直接持参の方法により先着順に行うものとする。
- 6 受け付けた申請に係る助成金の合計が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな申請の受付を行わないものとする。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、助成金の交付の可否について決定を行うものとする。

2 市長は前項の規定により助成金の交付を決定したときは、申請者に対し泉大津市省エネ家電製品買換促進助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

3 市長は、第1項の審査の結果、助成金を交付しない旨の決定をしたときは、申請者に対しその理由を付して泉大津市省エネ家電製品買換促進助成金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

(助成金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により助成金の交付を決定した場合は、申請者に対し助成金を交付する。

2 助成金の交付は申請書兼請求書に記載された金融機関口座への振り込みにより交付する。

(交付決定の取消等)

第8条 市長は、第6条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき
- (2) 助成金を交付された日から6年以内に、助成金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付及び自らの利益のために売却したとき
- (3) この要綱の規定に違反したとき

(助成金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて当該助成金の返還を命ずることができる。

2 交付決定者は、前項の規定による返還命令を受けたときは、期限内に当該助成金を市長に返還しなければならない。

(交付を受けた者の責務)

第10条 交付決定者は、持続可能な脱炭素社会を形成するための活動に努め、環境に配慮した生活を実践しなければならない。

(協力の要請)

第11条 市長は、助成金の交付を受けた者に対し、市が実施する環境保全事業及び家庭でのエネルギー使用状況等に関する調査への協力を求めることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(適応区分)

2 令和6年3月1日から令和6年3月15日までの間に購入された省エネ家電製品については、この要綱の対象としない。

3 令和6年3月16日から令和6年3月31日までの間に購入された省エネ家電製品については、「令和5年度泉大津市省エネ家電製品買換促進助成金交付要綱」の規定による添付書類によって申請を受け付けることができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和8年3月1日から令和8年3月31日までの間に省エネ家電製品を購入した者については、なお従前の例による。

別表 1（第 2 条関係）

省エネ家電製品	性能
エアコン	経済産業省資源エネルギー庁が発行している省エネ性能カタログにおいて、目標年度 2027 年省エネ基準達成率 100% 以上であること
電気冷蔵庫	経済産業省資源エネルギー庁が発行している省エネ性能カタログにおいて、目標年度 2021 年省エネ基準達成率 100% 以上であること

別表 2（第 5 条関係）

- (1) 省エネ家電製品の購入費に係る領収書の写し又は購入費に係る支払いが確認できる書類
- (2) 省エネ家電製品が別表 1 に定める性能を有していることを確認できるカタログ、仕様書等の写し
- (3) 製造メーカーが発行した省エネ家電製品の保証書の写し
- (4) 既存の家電製品の製造開始年又は購入年が分かる保証書、領収書、購入履歴、性能表示等の写し又はカラー写真
- (5) 既存の家電製品を処分したことがわかる書類（家電リサイクル券排出者控え等）の写し
- (6) 省エネ家電製品の設置状態及び機器名称又は型式を示すカラー写真
- (7) その他市長が必要と認める書類



様式第1号（別紙）

□エアコン	製造メーカー	
	品名・型番	
	購入・設置年月日	年 月 日
	助成金の額（A）	円
□電気冷蔵庫	製造メーカー	
	品名・型番	
	購入・設置年月日	年 月 日
	助成金の額（B）	円
助成金の額合計 （A+B）	※様式第1号の「助成金申請額」に転記 円	

(A) =20,000 円 ※購入に要した費用が左記金額に満たない場合=購入金額（千円未満切捨て）

(B) =20,000 円 ※購入に要した費用が左記金額に満たない場合=購入金額（千円未満切捨て）

- 添付書類 □購入費に係る領収書の写し又は購入費に係る支払いが確認できる書類  
 （ □ に✓） □省エネ家電製品が別表1に定める性能を有していることを確認できるカタログ、仕様書等の写し  
 □製造メーカーの保証書の写し  
 □既存の家電製品の製造開始年又は購入年が分かる書類の写し又はカラー写真  
 □既存の家電製品を処分したことがわかる書類の写し  
 □省エネ家電製品の設置状態及び機器名称又は型式を示すカラー写真

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

泉大津市長

泉大津市省エネ家電製品買換促進助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました泉大津市省エネ家電製品買換促進助成金の交付について、泉大津市省エネ家電製品買換促進助成金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、次のとおり交付決定しましたので通知します。

交付決定額 金 円

様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

泉大津市長

泉大津市省エネ家電製品買換促進助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました泉大津市省エネ家電製品買換促進助成金については、泉大津市省エネ家電製品買換促進助成金交付要綱第6条第3項の規定に基づき、次の理由により不交付と決定しましたので通知します。

（不交付理由）